様式第5号（第5条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

老人福祉電話貸与解除通知書

　　　　年　　月　　日付け決定通知書をもって貸与した老人福祉電話については、次の理由により貸与解除の決定をしたので通知します。

記

（理由）

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。